

芸陽漁業協同組合 内共第 507 号 第五種共同漁業権遊漁規則

令和 5 年 9 月 1 日 認可

(目的)

第 1 条 この規則は、芸陽漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた第五種共同漁業権内共第507号に係る漁場の区域内において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ、こい、あまご及びもくずがにに限る。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

第 2 条 この漁場の区域内において、徒手採捕、えさ釣り、ぎじ釣り、友釣り、よこ掛け、玉掛け（ぼん掛け）、すくい網、はえ縄、金突、さお漁、まち網、ひご釣り、石ぐろ、うなぎうえ、は具又は籠づけによって遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第 5 条第 1 項又は第 2 項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

2 この漁場の区域内において、次の表に掲げる漁具漁法により遊漁を行おうとする者は、あらかじめ当該漁具漁法に関する事項を記載した遊漁承認申請書を組合に提出して、その承認を受けなければならない。

魚種	漁具漁法
あゆ こい	と網

3 前項の承認を受けた者は、第 5 条第 3 項に規定する特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

(遊漁の制限)

第 3 条 遊漁者は、前条第 1 項及び第 2 項に規定する漁具漁法以外の漁具漁法による遊漁を行ってはならない。

2 遊漁者は、第五種共同漁業権内共第507号に係る漁場の区域のうち安芸川及び伊尾木川の区

域内においては、船舶を使用して遊漁を行ってはならない。

(漁具漁法等の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、同表の右欄に掲げる規模等でなければ行ってはならない。

漁具漁法	規模等
玉掛け(ぼん掛け)	水中眼鏡を使用してはならない。
と網	水中眼鏡、金突又は水中鉄砲(発射装置を有するもりをいう。)を併用しないこと。
やな漁 建網 投げ網	第五種共同漁業権内共第 507 号に係る漁場の区域のうち安芸川及び伊尾木川の区域内において禁止する。

2 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内でなければ行ってはならない。ただし、組合は、あゆを対象とする遊漁について、安芸川の区域及び伊尾木川の古井西の川ダムえん堤から下流の区域に限り、12月1日から同月31日までの間において当該期間を延長することができるものとし、延長した期間については、組合が別に公表するものとする。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	徒手採捕 ぎじ釣り 友釣り	安芸川の区域及び伊尾木川の古井西の川ダムえん堤から下流の区域とその支流	6月1日午前5時から10月15日午後5時30分まで。ただし、安芸川の春日橋から下流の区域及び伊尾木川の有ノ木橋から下流の区域に限り、9月30日までとする。

	伊尾木川の古井西の川ダムえん堤から上流の区域とその支流	7月1日午前5時から 12月31日午後5時まで
えさ釣り	安芸川の区域及び伊尾木川の古井西の川ダムえん堤から下流の区域とその支流	8月15日午前5時から10月15日午後5時30分まで。ただし、安芸川の春日橋から下流の区域及び伊尾木川の有ノ木橋から下流の区域に限り、9月30日までとする。
	伊尾木川の古井西の川ダムえん堤から上流の区域とその支流	8月15日午前5時から 12月31日午後5時まで
よこ掛け	安芸川の区域及び伊尾木川の古井西の川ダムえん堤から下流の区域とその支流	8月1日午前5時から10月15日午後5時30分まで。ただし、安芸川の春日橋から下流の区域及び伊尾木川の有ノ木橋から下流の区域に限り、9月30日までとする。
と網	安芸川の区域及び伊尾木川の有ノ木橋から下流の区域。ただし、安芸川の畑山堂ヶ畝桑ケタビえん堤上流端から下流の枯井谷つり橋までの区域及び長河原橋から下流の山田橋までの区域を除く。	
玉掛け（ぼん掛け）	安芸川の区域。ただし、同川の畑山堂ヶ畝桑ケタビえん堤上流端から枯井谷つり橋まで及び栃ノ木ぜきから下流の区域を除く。	9月1日午前5時から 10月15日午後5時30分まで

	すくい網	安芸川の区域。ただし、同川の畑山堂ヶ畝桑ケタビえん堤上流端から枯井谷つり橋まで及び長河原橋から山田橋までの区域を除く。	8月1日午前5時から10月15日午後5時30分まで。 ただし、安芸川の春日橋から下流の区域に限り、9月30日までとする。
うなぎ	徒手採捕 すくい網 はえ縄 さお漁 まち網 ひご釣り 石ぐろ うなぎうえ は具 籠づけ	安芸川及び伊尾木川の区域	4月1日から9月30日まで
	金突		8月1日から9月30日まで
こい	徒手採捕 すくい網 はえ縄 さお漁 と網	安芸川及び伊尾木川の区域。ただし、安芸川支流江ノ川の区域を除く。	1月1日から12月31日まで

	金突		8月1日から10月15日まで
あまご	徒手採捕 はえ縄 さお漁	安芸川及び伊尾木川の区域。ただし、伊尾木川の島橋ヶ谷えん堤から別役桑ノ木橋えん堤までの区域を除く。	3月1日から9月30日まで
もくずがに	徒手採捕 まち網 籠づけ	安芸川及び伊尾木川の区域	8月1日から11月30日まで
	金突		8月1日から10月15日まで

- 3 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内においては、遊漁を行ってはならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	全ての漁具漁法	安芸川の春日橋から下流の区域及び伊尾木川の有ノ木橋から下流の区域。ただし、組合は、当該区域を縮小することができるものとし、縮小した区域については、組合が別に公表するものとする。	12月1日から同月31日まで
	よこ掛け	安芸川の同川と安芸川支流江川川との合流点から下流の区域及び伊尾木川の発電用放水口から下流の区域	8月1日から10月15日まで

- 4 第2項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる期間内に遊漁を行ってはならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 期間
あゆ	と網	8月1日から10月14日までの期間内の午後7時から翌日の午前5時まで及び第2項ただし書の規定に基づき期間を延長した場合の当該期間内の午後5時から翌日の午前6時30分まで

- 5 第2項の規定にかかわらず、中学生以下の者は、次の表のア欄に掲げるに漁具漁法により、同表のイ欄に掲げる区域内及び同表のウ欄に掲げる期間内に遊漁を行うことができる。

ア 漁具漁法	イ 区域	ウ 期間
金突 棒じゃくり	安芸川及び伊尾木川の区域。ただし、安芸川の畑山堂ヶ畝桑ケタビえん堤上流端から枯井谷つり橋まで及び栃ノ木ぜきから下流の区域並びに伊尾木川の古井西の川ダムえん堤から上流、県道黒瀬橋からツガノセかんがい用えん堤上流端まで及び発電用放水口から下流の区域を除く。	8月1日午前5時から9月30日午後5時30分まで

(遊漁料の額及び納付の方法等)

第5条 第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、芸陽漁業協同組合事務所(安芸市川北甲943番地10)又は組合が指定する場所において納付するときの遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において組合の役職員又は漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に2,000円を加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
あゆ	徒手採捕 えさ釣り	3,000円	8,000円

	ぎじ釣り 友釣り よこ掛け 玉掛け（ぽん掛け） すくい網		
うなぎ	徒手採捕 すくい網 はえ縄 金突 さお漁 まち網 ひご釣り 石ぐろ うなぎうえ は具 籠づけ		
こい	徒手採捕 すくい網 はえ縄 金突 さお漁		
あまご	徒手採捕 はえ縄		

	さお漁		
もくずがに	徒手採捕 金突 まち網 籠づけ		

- 2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

遊漁者	1年遊漁料
中学生以下の者 組合が特に承認した者	無料
肢体不自由者	2,000円
75歳以上の者	3,000円

- 3 第2条第2項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合の特別遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとする。

魚種	漁具漁法	特別遊漁料（1年）
あゆ こい	と網	10,000円

- 4 前項に規定する特別遊漁料は、芸陽漁業協同組合事務所（安芸市川北甲943番地10）又は組合が指定する場所において納付しなければならない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、第3項に規定する特別遊漁料を納付した者は、第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行うことができる。
- 6 第1項から第3項までに規定する遊漁料又は特別遊漁料の1年とは、3月1日から翌年の2月末日までとする。

(遊漁承認証の交付等)

第6条 組合は、第2条第1項若しくは第3項の規定により遊漁料若しくは特別遊漁料の納付を受けたとき又は特別の理由により同条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について承認したときは、当該遊漁者に遊漁承認証を交付するものとする。

2 組合は、第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について、高知県内水面漁業協同組合連合会に遊漁承認証の発行に係る権限の一部を委任することができる。

3 遊漁者は、遊漁を行うときは、遊漁承認証を携行しなければならない。

4 遊漁者は、漁場監視員から要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

5 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第7条 遊漁者は、相互に適当な距離を保つ等他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、この規則を励行するため必要な指示をすることができる。

2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合においては、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第6条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。